

監査公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年8月21日

彦根市監査委員 若林 忠彦
彦根市監査委員 馬場 和子

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成27年6月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
6月2日	市立病院
6月3日	上下水道部
6月30日	税務課 納税課

2 監査の方法

各所属とも、平成26年度(平成27年4月末日現在)における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

市立病院、上下水道部、納税課における収入未済については、差押えや支払督促申立等の法的措置を取り、解消に向け努力されている。今後も引き続き収入未済の縮減、および新たな収入未済を発生させないための納期限内納付の徹底に努められたい。

市立病院における長期継続契約のうち契約期間を自動更新されているものがあるが、定期的に相手方を見直す機会を確保するため適切な契約期間を設定するなど、定期的な見直しをされたい。

下水道における排水設備新設資金融資あっせんについては、金融機関における借入れの方が有利等の理由により新たな融資あっせんがない状況であることから、見直しを検討されたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。

なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。